

## 指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社永沢水道工業（法人番号5400501000239）  
業 者 の 住 所：岩手県一関市三関字神田171-1
2. 指名停止措置期間：令和6年9月2日から令和7年2月1日まで  
（5か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、  
山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：  
有資格者の元専務取締役は、岩手県一関市が発注した複数の公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、その見返りとして飲食接待をしたとして、令和6年5月28日及び同年6月19日、岩手県警に公契約関係競売等妨害及び贈賄の容疑で逮捕され、同年6月19日に盛岡地検に公契約関係競売等妨害及び贈賄の罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内